

<懇談テーマ> 子どもの居場所としての図書館のあり方について

● 背景

- 平成 28（2016）年度に、教育機会確保法（「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」）が施行され、長野県内でも、さまざまな取組が進んでいます（参考資料①②③）。支援の視点として、「学校に登校することのみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指すこと。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つこと。一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することにも、留意が必要とされています。https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1422155.htm
- 地域の図書館は、無料で誰にでも開かれており、特別な目的がなくても来ることができる場所で、学校でも家でもない、第三の居場所としてのポテンシャルが高い施設です。さまざまな年代の人が訪れ、社会との接点になる一方で、適度な距離感を保つことのできる場でもあります。さらに、読書や探究に使える本や資料、さまざまなツール類に加え、参加型のプログラムも開催されており、自己肯定感や学習意欲を高める場としても期待されています。
- 大分県の事例：県教育センターと県立図書館が連携し、平成 25（2013）年から適応指導教室「ボランの広場」の図書館活動をスタート。見学、調べ学習、職場体験、読み聞かせなど、「日常業務」のなかで、さまざまプログラムを展開しています。平成 28（2016）年度からは、県内への普及を目的とした事業がスタートし、複数の市町村を対象に、同様の取り組みができるよう支援を実施してきました（参考資料④）。
- リアルな居場所のほか、GIGA スクール端末の普及により、いつでも、どこでも使える「デジとしよ信州」や専門書の電子書籍「KinoDen」、「信州ナレッジスクエア」等のコンテンツを、図書館以外のさまざまな場で活用できる可能性も広がってきました。

● 懇談

- 県教育委員会・心の支援課 楠武明主任指導主事から、県内の最新動向について話を伺い、子どもの居場所としての図書館のあり方について、懇談を行いたいと思います。

参考資料

- ① 「不登校児童生徒等の多様な学びの場について」
- ② 「はばたき～不登校児童生徒の学びのサポートガイド～」(vol.1)
<https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/shido/documents/habataki.pdf>
- ③ 「はばたき～不登校児童生徒の学びのサポートガイド～」(vol.2)
https://www.pref.nagano.lg.jp/kyoiku/kyoiku/shido/documents/habatakivol2_web.pdf
- ④ 「不登校支援図書館活用ハンドブック」 <https://www.oita-library.jp/cat7/cat6>

● 今後の施策に向けて

- 子どもにとって安心できる居場所としての図書館の位置づけ
- 読書や探究など、学びのコンテンツ、プログラムの提供のあり方
- 県内図書館に対する取組状況の調査（※）の可能性

※「子どもの読書推進活動」に加え、「子どもの居場所」（緊急避難的／よりポジティブな学びの場）として取り組みをされていますか？

例：休日などに、積極的な学びの機会を提供している（例：図書館お仕事体験@県立長野図書館）

学校や福祉部署との連携をおこなっている・・・等